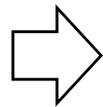


ワーキンググループ報告書を受けた
その後の政府の対応

- WGとりまとめを受けて、新たな防災対応の具体化と実施に必要な仕組みの構築のための検討を、できる限り速やかに進める等の政府の方針を定める

①「検討体制の早期確立と防災対応の速やかな取りまとめ」

関係自治体や事業者の協力を得て、早期に検討体制を確立し、新たな防災対応の具体化と実施に必要な仕組みの構築のための検討を、できる限り速やかに進めること。



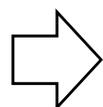
- ・今後、地域と一緒に具体化を図っていくため、まずは、静岡県、高知県、中部経済界などに御協力いただいて、モデル地区での具体的な検討を実施中。
- ・また、地域ブロック単位で関係府県などにWGの報告書などについての説明会を開催済。

②「間隙を作らない政府対応の実施」

新たな防災対応の検討をしている間にも、南海トラフで異常な現象が発生する可能性があることから、対応に間隙を作ることのないよう、政府が対応すべき事項については、全体の取りまとめに先行して検討を進めること。

③「国民に対する迅速な情報提供の実施」

防災対応には、正確な情報が不可欠であることから、南海トラフ沿いで大規模地震の発生可能性がある異常な現象を観測した場合には、迅速、適切な情報提供を行うこと。



- ・気象庁が「南海トラフ地震に関連する情報」を平成29年11月1日より運用開始。
- ・関係省庁局長級の中央防災会議幹事会を開催し、「『南海トラフ地震に関連する情報』が発表された際の政府の対応について」を決定（平成29年9月26日）。平成29年11月1日より運用開始。

「南海トラフ地震に関連する情報」の種類と発表条件

- 南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合、気象庁から「南海トラフ地震に関連する情報」(臨時)を発表(H29. 11. 1より運用)

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震に関連する情報(臨時)	<ul style="list-style-type: none">○南海トラフ沿いで異常な現象※が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合○観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合○南海トラフ沿いの大規模地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合
南海トラフ地震に関連する情報(定例)	<ul style="list-style-type: none">○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合

※南海トラフ沿いでマグニチュード7以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合などを想定

○ 気象庁では、想定震源域内でマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合等、南海トラフ沿いの大規模地震との関連性について調査を開始する基準を定めている

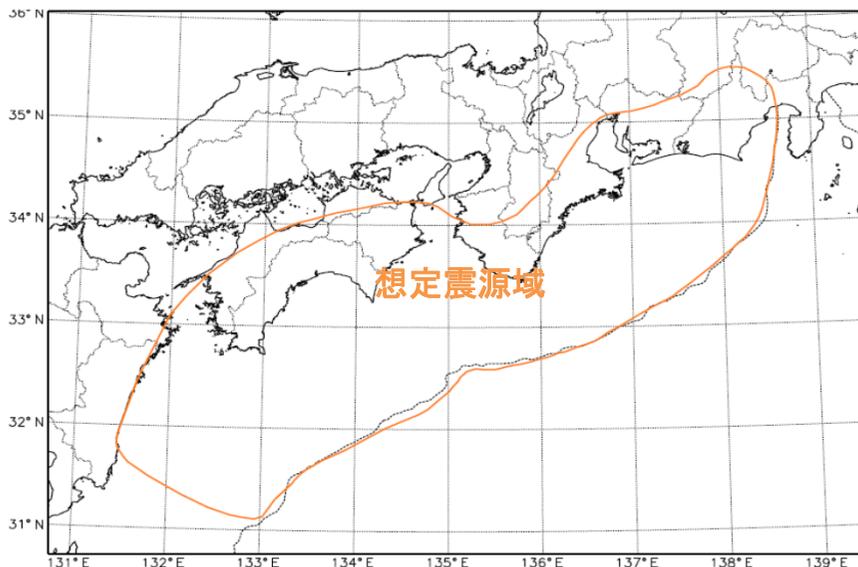
- ① 想定震源域内※1でマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合
- ② 想定震源域内※1でマグニチュード6.0以上の(或いは震度5弱以上を観測した)地震が発生した場合で、ひずみ計※2で当該地震に対応するステップ状の変化※3以外の特異な変化を観測した場合
- ③ 1カ所以上のひずみ計※2で有意な変化を観測し、同時に他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化を観測している場合など、ひずみ計※2で南海トラフ沿いの大規模地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測した場合
- ④ その他、想定震源域内※1のプレート境界の固着状況の変化を示す可能性のある現象が観測された場合等、南海トラフ沿いの大規模地震との関連性の検討が必要と認められる場合

※1: 南海トラフ地震の想定震源域(左下図、中央防災会議、2013)。

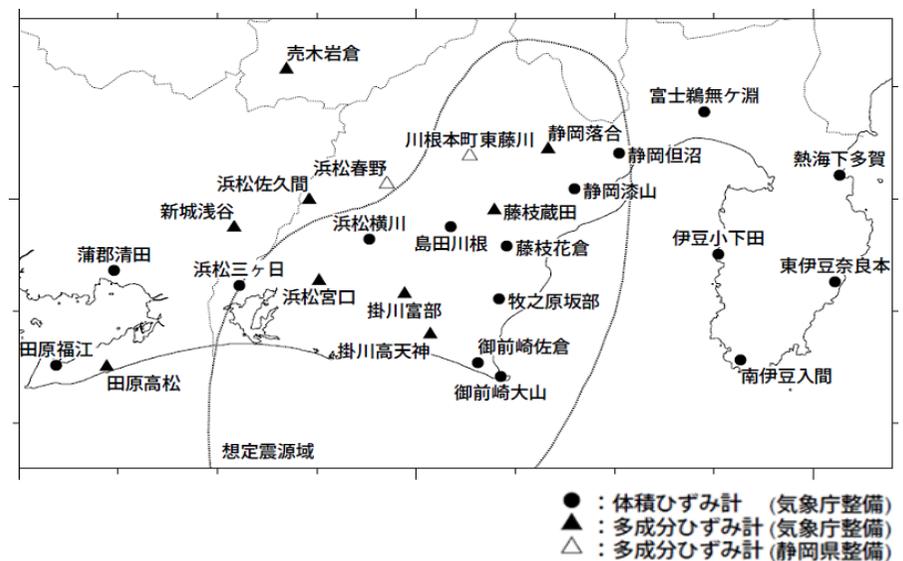
※2: 当面、東海地域に設置されたひずみ計を使用(右下図)。

※3: ステップ状の変化; 地震発生時に通常観測される段差的な変化。

注: この基準は平成30年4月時点のものであり、今後、有識者の意見を聞きながら、より適切な基準に見直す場合がある。



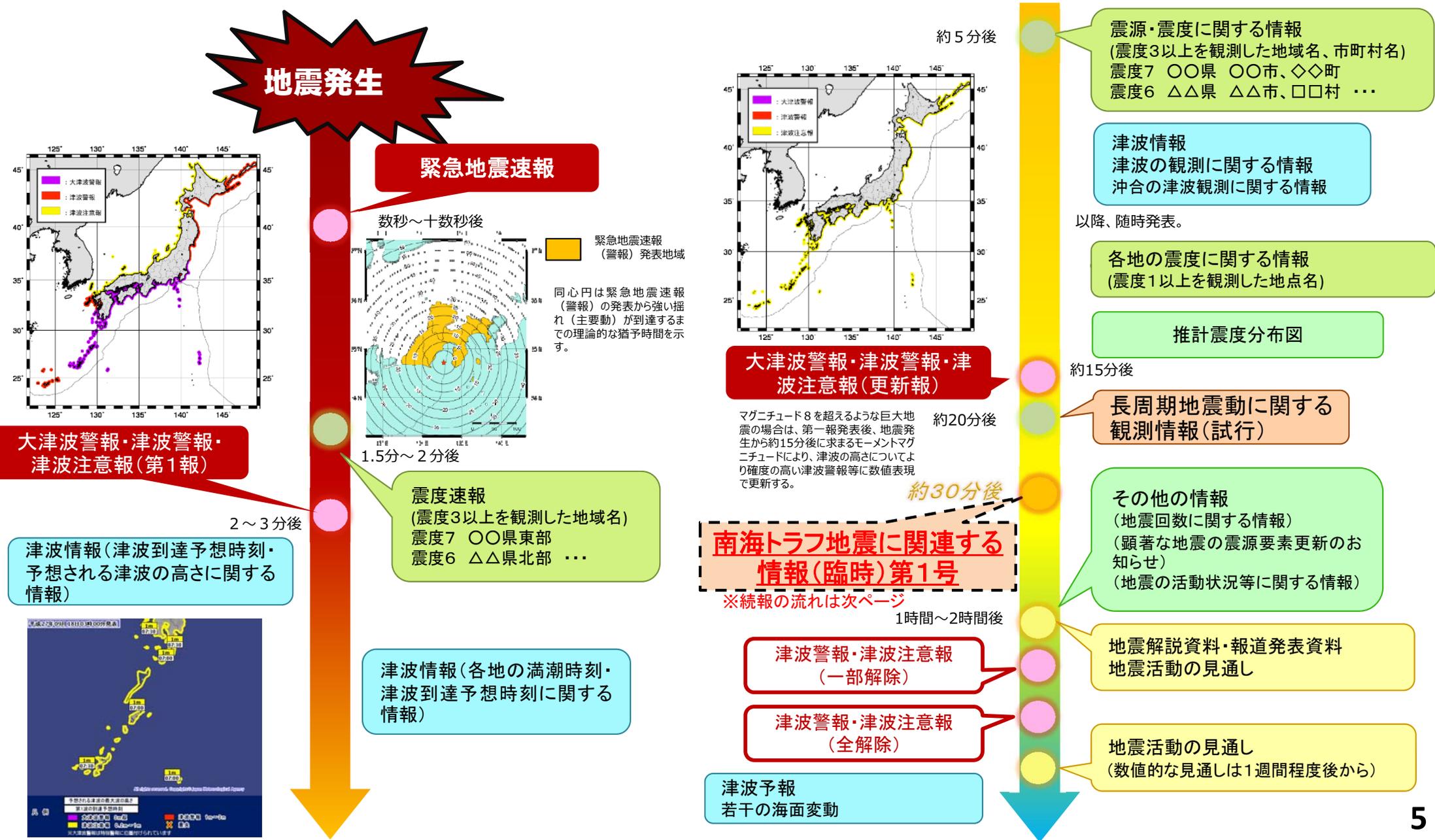
南海トラフ地震の想定震源域



情報発表基準に用いるひずみ計の配置図

南海トラフ地震が発生した場合の各種情報発表の流れ

○ 南海トラフ沿いで大規模地震が発生した場合、気象庁が地震・津波に関する様々な情報を発表している中で、南海トラフ地震に関連する情報を発表



「南海トラフ地震に関連する情報(臨時)」に関する基本的流れ

- 異常な現象が発生した場合、概ね30分後程度で調査を開始した旨、最短2時間後程度で大規模地震発生の可能性が相対的に高まった旨の「南海トラフ地震に関連する情報(臨時)」を公表

時間の経過

異常な現象が発生

概ね30分後
程度を想定

南海トラフ地震に関連する情報(臨時)第1号

南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合に発表

南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会において、
発生した異常な現象について評価

最短で2時間後
程度を想定

南海トラフ地震に関連する情報(臨時)第2号

南海トラフ沿いの大規模地震発生の可能性について調査中または可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合に発表

以後、随時

南海トラフ地震に関連する情報(臨時)続報

発生した現象及びその評価結果を発表

南海トラフ沿いの大規模地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合には、その旨をお知らせし、情報の発表を終了

※本情報以外に、状況に応じて、地震速報、津波警報等を発表

○ 「南海トラフ地震に関連する情報」(臨時)が発表された際に、関係省庁災害警戒会議を開催

内閣府(防災担当)は、気象庁が南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震に関連する情報」(臨時)を発表した場合には、これを踏まえ、関係省庁の職員を招集し、関係省庁災害警戒会議を開催

<関係省庁災害警戒会議の内容>

・国民への呼びかけ

被害が想定される地域の住民に対し、日頃からの地震への備えの再確認を促すことを目的として、呼びかけを行う。

(呼びかける備えの例)

家具の固定、避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認手段の取決め、
家庭における備蓄の確認

・政府の対応を確認

(関係省庁の対応の例)

情報収集・連絡体制の確認、所管する施設等がある場合には必要に応じこれらの点検、
大規模地震発生後の災害応急対策の確認など、地震への備えを改めて徹底する。